

銚子市告示第12号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成16年3月10日から効力を生ずる。

平成16年3月9日

銚子市長 野 平 匡 邦

変更調書

新	旧	地 番
町 名	町 名	
赤 塚 町	岡野台町4丁目	1, 017、1, 023、1, 027、 1, 028、1, 031、1, 032、 1, 035、1, 036、1, 039、 1, 040、1, 046に隣接する道路 である国有地の一部 1, 032、1, 040、1, 046の 地先の道路である国有地の一部
	新 町	586～594に隣接する道路である国 有地の一部
	四 日 市 場 台	1, 663の2に隣接する道路である国 有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成15年7月17日現在の土地登記簿謄本に
よるものである。